

子育て世帯の経済的負担軽減について



国における子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、毎年11月30日時点において未就学児である被保険者が属する組合員世帯について、当該年度12月以降に賦課する保険料より未就学児1人につき年間12,000円を軽減することになりました。

保険料については、所属支部に納付をお願いしていることから、軽減措置に関する詳細は所属支部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

若年層家族の保険料軽減について



医療費の増加や高齢者医療制度への支援金等の負担増による支出の増加、更には、被保険者数の減少や国庫補助金の大幅な削減による収入の減少等により単年度赤字が増大したことから、やむなく令和5年10月分から保険料改定をいたしました。

しかしながら、保険料改定に伴う急激な負担増に対する子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から激変緩和措置として、下記のとおり保険料を軽減することになりました。

記

- 1 軽減対象者
18歳以下の被保険者全員
- 2 保険料軽減の内容
令和6年4月分から令和7年3月分までの1年間の保険料（医療分（5千円または8千円）及び後期高齢者支援金分（4千円））を全額免除
- 3 留意点
対象期間内（令和6年4月から令和7年3月）に満19歳の誕生日を迎えられた翌月からは、保険料軽減の対象外

※保険料については、所属支部に納付をお願いしていることから、軽減措置に関する詳細は所属支部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

組合員の皆様にお知らせ

健康優良家庭表彰の記念品贈呈は、令和5年度をもって終了いたします。